空き家に関する全国的な動向

(1) 空き家等の適正化に関する条例 (※H24.8 現在)

所沢市の「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」が平成22年7月に制定されて以降,平成24年8月現在,京都市の調査では,全国の42自治体で空き家等の適正化に関する条例が制定されている。空き家等の適正化に関する条例は,大別すると,適正管理を中心としたタイプと,適正管理に加え,まちなか居住促進等を目的として空き家を有効活用する取組みに対する支援を規定したタイプの2パターンに分類でき,後者のタイプは松江市,牛久市,貝塚市の3市のみとなっている。

なお、和歌山県の「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例」は、タイプとしては所沢市等の適正管理を中心としたタイプに位置付けられるが、景観の維持保全のみを目的としている。



【参考】他都市における空き家等の適正化に関する条例(一覧表)

	- 	都道府県	自治体	公布日	施行日	対象		1273		目的	,	-			行	政措置				備考	
	_							環境	景観	キーワード 管理不全な状態の防止				代執行		審議会	罰則	助成等	警察その他の関	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	1	埼玉県	所沢市	H22.7.5	H22.10.1	空き家	0	0		生活環境の保全防犯まちづくり	0	0	0	nontronotronotro	0	MOON FROM FROM TO		orocorocoro	係機関に必要な 措置を要請	*##### o bn 79 o b	
	2	福岡県	豊前市	H22.12.15	H22.12.15	空き地・ 空き家		0		生活環境の保全 健康で安全な住民生活の確 保 管理不全な状態の防止	0	0	0	0					官公署等への協力要請	雑草等の処理のあっせん	
	3	埼玉県	川島町	H23.3.22	H23.4.1	空き家	0	0		生活環境の保全 犯罪発生の抑止 安全・安心な生活の確保	0	0	0		0				警察その他関係 機関に協力要請		
	4	岐阜県	飛騨市	H23.3.28	H23.4.1	廃屋・ 空き家		0		廃屋発生防止 安心・安全な生活環境の確 保	0	0	0		0	0			廃屋対策審議会	周辺住民による適正管理の申立てができる	
	5	埼玉県	ふじみ野市	H23.4.1	H23.4.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくり	0	0	0		0				消防長, 警察署 長等に協力要請		
	6	高知県	香南市	H23.6.29	H23.6.29	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくりの推進	0	0	0		0				警察その他関係 機関に協力要請		
	7	千葉県	柏市	H23.6.27	H23.9.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 防犯のまちづくりの推進	0	0			0				警察署長に対す る要請	民事による解決との関係を明記 空き家所有者に対し、空き家が管理不全にならないために必要な支援をすることができる旨の規定がある	
	8	東京都	足立区	H23.10.25	H23.11.1	老朽家屋	0	0		倒壊事故, 犯罪, 火災の防止 生活環境の保全	0	0				0		除却助成	関係機関に協力 要請	指導又は勧告に従って措置を行うものに対し、助成を行う旨の規定がある 民立区を朽家屋等審議会を設置している。 緊急安全措置をとることができる旨の規定がある	
	9	和歌山県		H23.7.7	H24.1.1	廃墟		0	0	景観の保全 生活環境の向上に寄与 景観支障状態	0	0	0			0				周辺住民等から除却の要請ができる	
	10	福岡県	宗像市	H23.9.29	H24.1.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯のまちづくりの推進	0	0	0		0	·			警察その他関係 機関に協力要請		
	11	秋田県	横手市	H23.12.14	H24.1.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 安全・安心の確保 生活環境の保全	0	0	0		0				警察その他関係 機関に協力依頼		
	12	秋田県	美郷町	H23.12.20	H24.1.1	空き家	0	0		危険な状態になることの防止 安全・安心なまちづくりの推 進	0	0	0	0	0				警察その他関係 機関に協力を求める	Date 1747 1 0 88 m 4 0082	
	13	秋田県	東成瀬村	H23.12.23	H24.1.1	空き家	0	0		倒壊事故, 犯罪, 火災の防 止 生活環境の保全	0	0	0	0	0			除却助成	警察その他関係 機関に協力を依 頼	民事による解決との関係を明記 寄作の申出 指導又は勧告に従って措置を行うものに対し、助 成を行う旨の規定がある	
	14	秋田県	大仙市	H23.12.26	H24.1.1	空き家	0	0		倒壊事故, 犯罪, 火災の防止 生活環境の保全	0	0	0	0	0			除却助成	警察等と協議	指導又は勧告に従って措置を行うものに対し,助成を行う旨の規定がある 民事による解決との関係を明記	
	15	秋田県	湯沢市	H24.1.6	H24.1.6	空き家	0	0		安全・安心の確保生活環境の確保	0	0	0	0	0				警察その他関係 機関に協力依頼	民事による解決との関係を明記	
	16	千葉県	流山市	H23.12.21	H24.4.1	空き家	0	0		犯罪や災害の抑制 市民の安全で良好な日常生 活の確保	0	0	0		0				警察署に協力要 請		
	17	千葉県	松戸市	H23.12.27	H24.4.1	空き家		0		管理不全な状態の防止 暮らしやすいまちづくりの推 進	0	0	0		0				警察署等に協力 要請		
空き	18	秋田県	八峰町	H24.3.7	H24.4.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全	0	0	0	0	0				警察その他関係 機関に協力依頼	民事による解決との関係を明記	
家等の	19	山形県	舟形町	H24.3.8	H24.4.1	空き家	0	0		安全・安心の確保 生活環境の確保	0	0	0						警察その他関係 機関に協力依頼		
の適正管	20	福岡県	朝倉市	H24.3.26	H24.4.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 安全で安心な地域づくりに寄 与	0	0	0		0	VENOVO PODOV PODOV POD			警察その他関係 機関に必要な措 置要請	老朽危険空き家の認定リストや認定台帳の作成 所有者等に管理放棄の禁止と解体撤去義務を明 記	
理	21	高知県	南国市	H24.3.27	H24.4.1	老朽家屋	0	0		建物等の倒壊等の事故及び 火災並びに犯罪の防止 市民の生活環境の保全 をで安心なまちづくりの推 推	0	0	0		0				警察その他の関 係機関に必要な 措置を要請		
	22	福岡県	糸島市	H24.3.30	H24.4.1	空き家		0		管理不全な状態の防止 良好な生活環境の確保 市民生活の安全を図る	0	0	0		0				警察へ必要な措 置の要請		
	23	三重県	名張市		H24.4.1	空き家		0		生活環境の保全 清潔で安全な市民生活 空き家等所有者等の責務を	0	0	0		0				***		
	24	北海道	滝川市		H24.4.1	空き家		0		明確に。 生活環境に対する重大な損害発生の防止	0	0	0	0	0				消防長, 警察署 長等に協力要請		
	25	岡山県	美咲町	H24.6.21	H24.6.21	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくりの推進	0	0	0		0				警察その他関係 機関に協力依頼		
	26	山形県	酒田市	H24.3.19	H24.7.1	空き家		0		安心安全なまちづくりの推進	0	0	0		0				警察その他関係 機関に協力依頼	民事による解決との関係を明記	
	27	山口県	防府市	H24.3.28	H24.7.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくりの推進	0	0	0		0				警察署長に協力 要請		
	28	兵庫県	三木市	H24.3.30	H24.7.1	空き家	0	0		生活環境の保全及び安全で 安心なまちづくりの推進 生活環境の保全	0	0	0		0				警察へ必要な措 置の要請 警察署長に対す		
	29	長崎県	有田町	H24.6	H24.7.1	空き家	0	0		防犯まちづくりの推進 管理不全な状態の防止	0	0	0		0			管理	高宗省及に対する要請 警察署長に対す	民事による解決との関係を明記	
	30	香川県	多度津町 	H24.6.25	H24.7.1	空き家		0		生活環境の保全 まちづくりの推進 生活環境の保全	0	0	0	0	0	A			る要請 警察その他関係	空き家の所有者に対し、空き家が管理不全にならないために必要な支援を行う旨の規定がある	
	31	大分県	国東市	H23.3.23	H24.10.1	空き家	0	0		安全安心なまちづくり 管理不全な状態の防止	0	0	0		0	/snm/snm/snm/snm		Art TID	機関に必要な措置要請	空き家の所有者に対し、空き家が管理不全になら	
	32	山口県	萩市 	H24.4.1	H24.10.1	空き家	0	0		生活環境の保全 防犯まちづくりの推進	0	0	0	0	0				警察その他関係 機関に協力要請 警察その他関係	ないために必要な支援を行う旨の規定がある 空き家の所有者に対し、空き家が管理不全になら	
3	33	新潟県	見附市	H24.6.20	H24.10.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 安心安全はまちづくりの推進	0	0	0	0	0	an access a second as constant as a second	0	管理 支援	機関に協力を依 頼 罰金5万円以下	ないために必要な支援を行う旨の規定がある 緊急安全措置を取ることができる旨の規定がある 老朽危険空き家の認定リストや認定台帳の作成	
	34	山口県	宇部市	H24.6.26	H24.10.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 安全安心なまちづくりの推進	0	0	0	0	0	0			警察その他関係 機関との連携	空き家等対策審議会を設置している。	
3	35	神奈川県	横須賀市	H24.6.29	H24.10.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくり	0	0	0	0	0	OE0000E0000E0000E0	0	管理 支援	罰金5万以下	空き家の所有者に対し、空き家が管理不全にならないために必要な支援を行う旨の規定がある	
	36	佐賀県	多久市	H24.6.30	H24.10.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯の向上 魅力あるまちづくりの推進	0	0	0		0	/Aconomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomicanomi		v44	警察その他関係 機関との連携		
	37	埼玉県	さいたま市	H24.6	H25.1.1	空き家	0	0		良好な生活環境の確保 安全で安心な地域社会の実現	0	0	0		0	*******************************			警察署長に必要 な措置の要請	80	
	38	千葉県	市川市	H24.6.22	H25.1.1	空き家		0		財産の保護並びに生活環境 の保全 公共の福祉の増進に寄与	0	0	0	0	0	skannokonooko			警察その他関係 機関との連携	緊急安全措置を取ることができる旨の規定がある。 る。 建築基準法を補完するような条文となっている。	
Ш	39	大分県	中津市		H25.1.1	空き家	0	0		호수·자리 47 사 모 10 - 10 사 기 사 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기	0	0	0		0					またかい足仕収進等を見めた。 マッキーナーギャ	
適正	40	島根県	松江市	H23.9.30	H23.10.1	空き家		0	0	安全で良好な景観, 住環境 魅力あるまちづくり まちなか居住促進	0	0	0	0		Acres & Constitution of the Constitution of th	0	活用 支援	罰金5万以下	まちなか居住促進等を目的として空き家を有効活用する取組みに対する支援ができる旨の規定がある	
管 理 十	41	大阪府	貝塚市	H24.3.30	H24.3.30	空き家・ 空き地	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくりの推進 魅力あるまちづくりの推進	0	0	0	0	0		0		・罰金5万以下 ・警察その他の 関係機関に必要 な措置を要請	居住促進の推進に関する取組みに対し、必要な 支援を行う旨の規定がある	
誘導施	42	茨城県	牛久市	H24.3.23	H24.7.1	空き家	0	0		管理不全な状態の防止 生活環境の保全 防犯まちづくりの推進 市街地定住促進	0	0	0		0			活用支援	消防署その他の 関係機関に必要	命令に従わなかった場合相手に訴えの提訴をすることができる 空き家の有効活用に関する規定がある	
策										市街地定任促進 地域交流拠点の整備									な措置を要請		

(2) 空き家に関する補助事業等

老朽危険空き家等について,所有者等に対して個別に除却や改修に係る費用を補助している自治体がある。この他,所有者から寄附を受けた後に,解体工事を実施する除却事業が,滑川市など,全国3箇所で実施されている。また,空き家等の改修費に係る補助事業もある。

【除却費助成事業例】

		事業名	補助対象者	補助率	補助の 上限額	備考
北海道	陸別町	陸別町景観形成 事業	陸別町内に居住する 個人	-	35 万/50 万	・上限額以内で補助 ・解体撤去後新築住宅があ る場合上限50万円
北海道	函館市	老朽空き家解体 費支援制度	所有者・相続人等	1/2	30 万	・ 2 ヵ年事業
韦 =	荒川区	荒川区老朽空家 住宅除却助成金	所有者(個人または 中小企業)	2/3	100万	・大地震により倒壊等の恐 れのある建物
東京都	足立区	足立区老朽家屋 等解体工事助成	所有者・相続人等	1/2	50 万	・非木造の上限は 100 万円
兵庫県	姫路市	姫路市老朽危険 空き家対策補助 金	地方自治法で認可を 受けた地縁による団 体(補助対象団体)	1/3	50 万	・H27 年度までの事業 ・解体後は補助対象団体が 維持管理を行う
島根県	松江市	中古木造住宅取 得等支援事業補 助金交付制度 (建て替え時の 解体費用支援)	中古木造住宅(中心 市街地は中古住宅・ 中古マンションを含 む)を購入した人	2/3 (UIJターン 者は70%)	70万 (UIJ ターン 者は80万)	 ・築後 20 年を経過した中 古木造住宅を対象 ・取得してから1年以内に 行う工事を対象 ・中心市街地は80%・100 万(UIJターン者は85% ・110万))
徳島県	海陽町	海陽町老朽住宅 解体費支援事業	所有者等	2/3	90 万	・概ね 10 年以上放置され た住宅で,構造の腐朽, 不良度及び耐震性等か ら対象を決定
	長崎市	老朽危険空き家 除却費補助金	所有者・相続人等	1/2	50 万	・平成 25 年度までの事業
長崎県	佐世保市	佐世保市老朽危 険空き家除却費 補助金	所有者・相続人等	1/2	60 万	・平成 25 年度までの事業
	平戸市	平戸市老朽危険 空き家除却費補 助	所有者等	1/2	50 万	
岩田 旧	久留米市	久留米市老朽危 険家屋等除却促 進事業補助金	所有者・相続人等	1/2	75 万	・老朽危険度判定を実施 し, 基準を満たした建物 が対象
福岡県	大牟田市	大牟田市老朽危 険家屋等除却促 進事業補助金	所有者・相続人等	1/2	45 万	・老朽危険度判定を実施 し、基準を満たした建物 が対象
熊本県	八代市	八代市老朽危険 空き家等除却促 進事業補助制度	所有者・相続人等	2/3	60 万	・老朽危険空き家等に該当 する住宅等が対象

【除却事業(所有者からの寄附を受けた危険老朽空き家等の解体工事等)例】

		事業名	事業内容	跡地の整備等	備考					
富山県	滑川市	滑川市危険老 朽空き家対策 事業	市が所有者から寄附 を受けた後に,解体 工事を実施	市が跡地を公共ひろば等 として整備した後,維持管 理は地域住民で行う。	平成 25 年 度までの 事業					
山形県	山形市	山形市老朽危 険空き家対策 事業		市が跡地を公共ひろば等 として整備した後,維持管 理は地域住民で行う。						
長崎県	長崎市	長崎市老朽危 険空き家対策 事業	市が所有者から寄附 を受けた後に,解体 工事を実施	市が跡地を公共ひろば等 として整備した後,維持管 理は地域住民で行う。	事業区域は 特に整備が 必要な既成 市街地					

【空き家等の改修費に係る補助事業例】

		事業名	交付対象者	補助対象の 空き家の要件	補助率 上限額	備考
愛知県	豊田市	豊田市中山 間地域空き 家再生事業	・空き家バンクに登 録した空き家等の 所有者又は借受人	・空き家バンクに登 録された空き家	8/10 100万	・H24 年度限り
石川県	金沢市	金沢市まち なか空家活 用促進補助 金	・自らが定住するために空家を購入した,当該空き家を 改修する者	 ・金沢まちなか住宅 再生バンク登録物件 ・建築年次が S26 年 以後であるもの ・S56 年 5 月 31 日以前に建築された空家は耐震改修工事等を行うもの 	1/2 50万	・H26 年度限り ・UJI ターン該当 者や若年者には 補助金の上乗せ あり
滋賀県	長浜市	長浜市まち なか空き 再生促進助 成金	・自らが定住するために空き家を購入 又は賃借し、当該 空き家を改修する 者	・ながはま住宅再生れずにをであるとのでは、ののでは、は、ながのでである。のは、のののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	1 /10 30 万	・H25 年度限り ・居では ・居住改費・ ・居の経費を ・選集を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
兵庫県	豊岡市	豊岡市空き 家改修費助 成	・豊岡市空き家バン ク利用登録者で豊 岡市空き家バンク 登録物件を購入ま たは賃借する者	・豊岡市空き家バン クに登録された物 件であること ・市内に本店,営業 所等を有する業者 で施工すること	3/4 100万	・住宅の修繕・模 様替え・設備改 修などに要する 経費が補助対象
島根県	松江市	戸建賃貸住 宅改修支援 事業補助金	・空き家の所有者 ・空き家の所有者か ら管理又は仲介を 委任されている宅 地建物取引業者, NPO法人等	・築 10 年以上の個人 居住用住宅で,概 ね5年以上の空き 家 ・玄関,トイレ,浴 室及び台所が設置 されている一戸建 の住宅	10% 40万 (中心市街地 は15% ・60万	・賃貸住宅にする ための改修(外 構等は対象外) ・空き家内の家具 等の片付け・清 掃に要する経費 ・延床面積80㎡以 上の住宅
		中古木造住 宅取得等支 援事業補助 金交付制度	・中古木造住宅(中 心市街地は中古住 宅・中古マンショ ンを含む)を購入 した者	・中古木造住宅(中 心市街地は中古住 宅・中古マンショ ンを含む)	10% 40 万 (UIJ ターン 者は15% ・60 万)	 ・取得してから1 年以内に行う工 事を対象 ・中心市街地は20 %・80万(UIJタ ーン者は25% ・100万)
島根県	浜田市	浜田市空き 家改修事業 補助金	・浜田市空き家バン クに利用登録して いるU・Iターン 者・浜田市空き家バン クに登録している 空き家の所有者	・空き家バンクに登録された住宅 (U・Iターン者の入居決定を要する)	2/3 100万	・H25 年度限り ・施工業者は市内 に事業所がある 法人又は個人 ・空き家所有者と 入居者が売買 賃貸借契約を締 結していること
佐賀県	佐賀市	佐賀市空き 家改修費助 成制度	・空き家バンクに賃貸物件を登録した者・空き家バンクに登録された物件を購入した者	・北部山間地域に存在する建物で空き家バンクに登録しているもの	1/2 50万	・水廻りの改修工 事費や内装・屋 根・外壁等の改 修費が補助対象